

保医発0630第1号
平成23年6月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成23年厚生労働省告示第207号をもって改正され、平成23年7月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成22年3月5日保医発0305第1号) の一部改正について

1 別添1の第2章第10部第1節第10款K769の次に次のように加える。

K773-3

- (1) 汎用冷凍手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K773-3」腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術及び「K936-2」自動吻合器加算（1個）を併せて算定する。
- (2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。
- ア 泌尿器科を標榜している病院であること。
- イ 担当する医師が常時待機（院外での対応も含む）しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

- 1 別表のIIの(2)中「6区分」を「7区分」に改め、同(2)に次のように加える。
 - ⑤ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能（上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。）の有無
 - ⑥ 胸郭抵抗モニタリング機能（ペースメーカー本体とリード間における胸郭の電気的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。）の有無
- 2 別表のIIの112の(3)の⑤に次のように加える。

エ ⑦に該当しないものであること。
- 3 別表のIIの112の(3)に次のように加える。

⑦ トリプルチャンバ（III型）
次のいずれにも該当すること。
ア トリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。
イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。
ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。
エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。

(参考)
 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について
 (改正部分)
 (傍線の部分は改正部分)

別添 1	改 正 後	別添 1	現 行
医科診療報酬点数表に関する事項			
第 2 章 特掲診療料		第 2 章 特掲診療料	
第 10 部 手術		第 10 部 手術	
第 1 節 手術料		第 1 節 手術料	
第 10 款 尿路系・副腎		第 10 款 尿路系・副腎	
K 754-2～K 769 (略)		K 754-2～K 769 (略)	
<u>K 773-3</u>			
(1) 泌尿手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K 773-3」腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術及び「K 936-2」自動吻合器加算（1 個）を併せて算定する。		(1) 泌尿手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K 773-3」腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術及び「K 936-2」自動吻合器加算（1 個）を併せて算定する。	
(2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。 ア 泌尿器科を標榜している病院であること。 イ 担当する医師が常時待機（院外での対応も含む）しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも 5 年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が 2 名以上配置されていること。		(2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。 ア 泌尿器科を標榜している病院であること。 イ 担当する医師が常時待機（院外での対応も含む）しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも 5 年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が 2 名以上配置されていること。	
K 775～K 823-2 (略)		K 775～K 823-2 (略)	

「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(別表) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>112 ペースメーカー (1) (略) (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により<u>7</u>区分に区分する。 ①～④ (略) ⑤ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能（上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。）の有無 ⑥ 胸郭抵抗モニタリング機能（ペースメーカー本体とリード間にかかる胸郭の電気的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。）の有無</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～④ (略) ⑤ トリプルチャンバ（I 型） 次のいずれにも該当すること。 アヘウ (略) エ ⑦に該当しないものであること。</p> <p>(6) (略) (7) トリプルチャンバ（III型） 次のいずれにも該当すること。 アトリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。 イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。 ウ 房室伝導監視型心室ペーシング又はペーシングを行なうものであること。 オ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</p>	<p>(別表) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>112 ペースメーカー (1) (略) (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により<u>6</u>区分に区分する。 ①～④ (略) ⑤ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能（上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。）の有無 ⑥ 胸郭抵抗モニタリング機能（ペースメーカー本体とリード間にかかる胸郭の電気的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。）の有無</p> <p>(3) 機能区分の定義 ①～④ (略) ⑤ トリプルチャンバ（I 型） 次のいずれにも該当すること。 アヘウ (略) エ ⑦に該当しないものであること。</p> <p>(6) (略) (7) トリプルチャンバ（III型） 次のいずれにも該当すること。 アトリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行なうものをいう。）であること。 イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。 ウ 房室伝導監視型心室ペーシング又はペーシングを行なうものであること。 オ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。 オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</p>